

議会基本条例?・・・議会の役割を再定義し、公開度を上げて説明責任を果たすなど、議会活動活性化のための運営ルールを定めるもので、議会の「最高規範」ともいえる。

小美玉市議会基本条例制定に向けて【第1回報告】
— 議員提案条例等調査特別委員会 —

いよいよ策定委員会が始動!

●基本理念(案)が決定

「市民の負託に応えうる
開かれた議論に基づく
公平公正な議会を目指して」

小美玉市議会基本条例を検討する議員提案条例等調査特別委員会委員による「小美玉市議会基本条例策定委員会」が、9月24日、午後1時30分から議会委員会室において初会合を開いた。さらに、10月3日に第2回、10月17日に第3回の委員会を開くなど、今後は、平成26年12月議会への条例案提出に向けて、月2回のペースで委員会の開催を予定している。

○第1回策定委員会

平成26年12月議会への条例案提出を目指して、当面の会議日時と会議内容を示した制定スケジュールと制定方針を決定し、翌日の全員協議会において全議員に説明し承認を得た。

また、議会改革を進めるうえで、基本理念の案を出し合い、次回会合で決定することとした。

○第2回策定委員会

茨城大学大学院 社会科学専攻准教授 馬渡剛先生がアドバイザーとして出席した。今後10回程度の出席をお願いしている。



まわたり 馬渡先生を交えて活発な討議がされた

前回の会合で懸案となっていた基本理念(案)は、馬渡先生のアドバイスを受け、議員間で協議した結果、全会一致で「市民の負託に応えうる開かれた議論に基づく公平公正な議会を目指して」に決定した。

また、この策定委員会は、市民の傍聴ができること、傍聴者にアンケートなどにより意見を聴くこと、ホームページや広報紙を活用してお知らせしていくことなどが決定された。

○第3回策定委員会

「議長マニフェスト・所信表明」及び「一般質問の反問権」については、条例制定後、中長期的に実施に向けて検討していくこととした。次に、「一般質問の一问一答方式」については、これまでと同じ方式で実施することとした。

※委員会での決定事項は、全員協議会等において全議員に説明し、意見を集約して最終決定する。

●●●傍聴しませんか●●●

策定委員会は、市民の皆様は傍聴することができますし、アンケートにより意見を述べることが出来ます。本会議では味わえない、議員間の討議を傍聴してみませんか。

《今後の予定》

○第4回会合 11月8日(金) 10時

12時 市役所3階 委員会室

協議内容: 議員間の自由討議、請願・陳情の提出者の意見陳述、議会報告会

○第5回会合 11月21日(木) 10時

12時 市役所3階 委員会室

協議内容: 議案書・会議資料の公開、会議の公開、傍聴者への資料提供

○第6回会合 12月19日(木) 13時

15時 市役所3階 委員会室

協議内容: 委員会等の会議録の公開、会議の生中継・録画の配信、議案に対する賛否の公開

○第7回会合 1月24日(金) 10時

12時 市役所3階 委員会室

協議内容: 議会改革の体系図の作成。基本方針のテーマごとに個別事項の洗い出し。

*会議日程や協議内容は進行状況等により変更になる場合がありますので、左記までお問合せください。

【問合せ先】

小美玉市議会事務局(担当: 安彦・倉田) 電話 48-1111